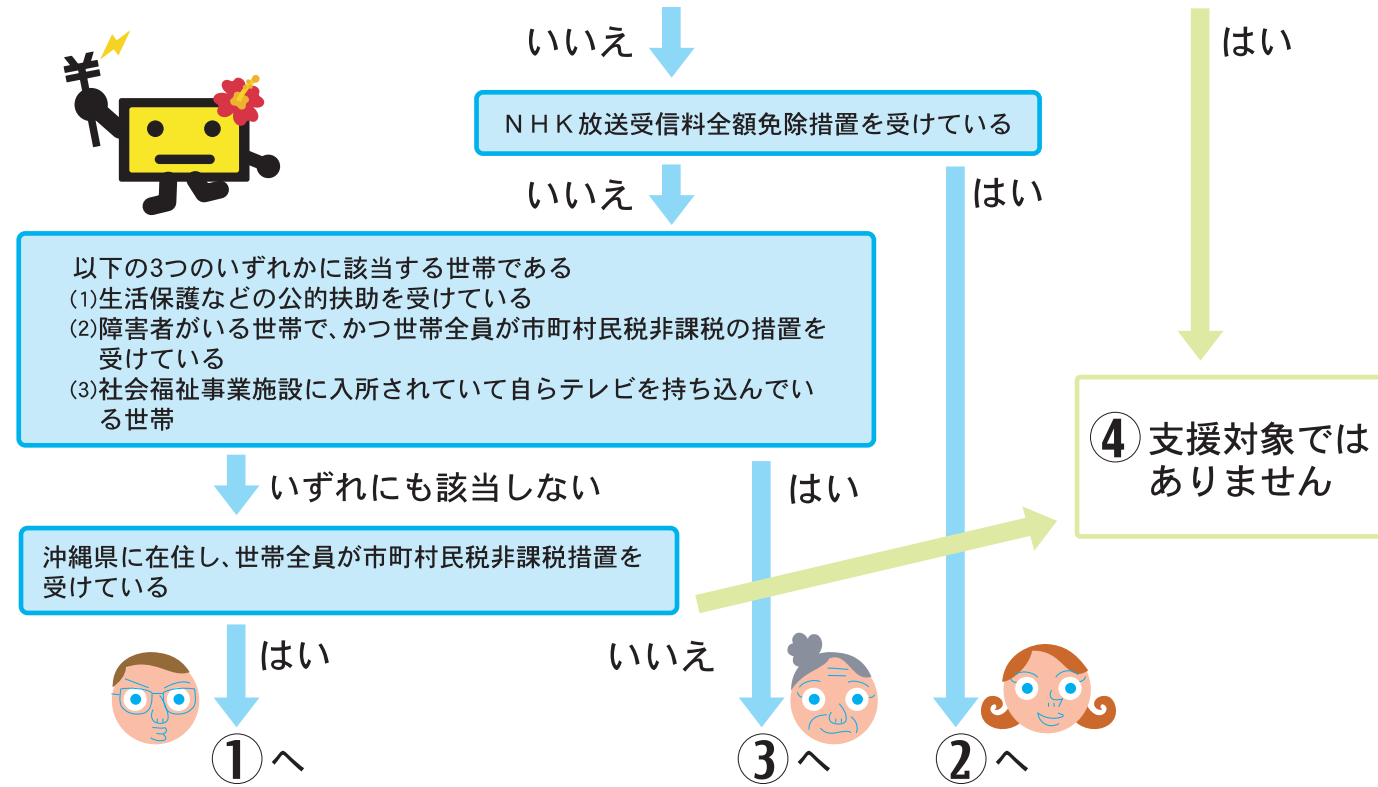


現在、地上デジタル放送受信機を持っている



沖縄県の支援

◎ 沖縄県

地デジ支援し隊
沖縄県地上デジタル放送受信者支援事業

① 県の支援対象世帯となります。

詳しくは裏面へ

総務省の支援(チューナー無償給付)

◎ 総務省

② 総務省の地デジチューナー支援対象世帯となります。

③ NHK放送受信料全額免除措置を受けた上で総務省の地デジチューナー支援対象世帯となります。

詳しくは **総務省 地デジチューナー支援実施センター** (下記【2】)までお問い合わせ下さい。

- 地デジに関するお問い合わせは**
- 【1】地デジ全般について
デジサポ沖縄(総務省沖縄県テレビ受信者支援センター)
098-993-1002(平日9:00~21:00、土・日・祝9:00~18:00)
 - 【2】チューナー無償給付について
総務省 地デジチューナー支援実施センター
0570-033840(平日9:00~21:00、土・日・祝9:00~18:00)
上記番号がご利用できない場合 044-969-5425
 - 【3】沖縄県の支援金について
地デジ支援し隊事務局
098-951-2700(平日9:00~17:00)

県民のみなさまへ
沖縄県からの大切なお知らせ

2011年7月24日までにテレビ放送は完全に地上デジタル放送に移行し、アナログ放送は終了します。

お住まいの地域、現在お使いのアンテナ設備等の影響により、デジタルテレビ等を購入してもすぐに地上デジタル放送を受信できない場合もあります。また、2011年7月の完全地デジ化直前にはアンテナ工事や機器の納品の対応が遅れが生じるおそれもあります。このようなことから県では国が進める地デジについて、県民のみなさまにスムーズに移行していただくために、**お早めの対応をお願いします。**

2011年7月24日以降は地デジ化していないと
テレビが見られなくなります。

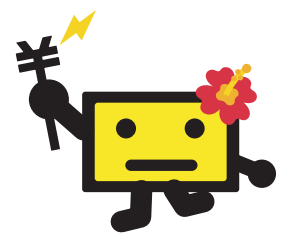
あわてなくていい

そう思っていないか？
実はもうあまり時間がありません。

まだ時間がある

デジタルテレビを買ったのに地デジが見られない! という場合もあります。

- 原因として、例えば…
- ・地理的問題で電波が届かない
 - ・アンテナが対応していない
 - ・接続機器の問題で受信出来ない など



2011年7月の完全地デジ化直前だと原因解決のための時間がなくなり7月24日に間に合わないおそれもあります。

そうなる前に
地デジ化はお早めに!

経済的理由で地デジ化がまだの方には、下記支援制度があります。まずはご自身がどの対象となるのか裏面をお確かめ下さい。

**沖縄県の支援
支援金制度**

**総務省の支援
チューナー無償給付制度**

■ 沖縄県の支援の内容について

・沖縄県では、世帯全員が、市町村民税非課税措置を受けている世帯を対象に以下のような支援を行います。

①地デジ機器の購入費用(1世帯1回の申請)として
最大**12,000円**を補助します。

・補助の対象となる商品は以下のものです。

- 【地デジ受信機】 ◎テレビ ◎録画機 ◎チューナー
【ケーブルテレビ】 ◎新規加入料 ◎セットトップボックス ◎デジタル契約変更手数料
【上記に付随する関連経費】 ◎UHFアンテナ ◎上記に係わる取付費、工事費
※単独では申請できません

※パソコン、カーナビ等、デジタル放送の視聴を主な目的としないものは支援の対象となりません。

・対象者は以下の支援対象条件をすべて満たした世帯のみとなります。

支援対象条件

- 1、沖縄県在住世帯
- 2、現在、世帯全員が市町村民税非課税の措置を受けている世帯
- 3、平成21年12月1日以降に初めて対象機器を購入した世帯
- 4、受信機等の購入や工事内容について、領収書等により内容、日付、金額が確認出来ること
- 5、総務省が実施する地上デジタル放送受信機器購入等支援事業の支援を受けられない世帯であること

②離島に在住の方を対象に、以下の条件をすべて満たす方には**3,000円**の追加補助があります。

追加補助の条件

- 1、①を同時に受給する世帯であること
- 2、離島に居住している世帯であること
- 3、テレビの買替によりアナログテレビをリサイクルする世帯
(家電リサイクル券の排出者控え等の提出)
※対象者となる離島については、申請キットの補助金交付要綱をご確認ください。

■ 申請の仕方について

沖縄県地上デジタル放送受信者支援事業 申請までの流れ

デジタルテレビ等を購入

必要書類を用意する

申請キット

- ①地上デジタル放送受信者支援事業補助金交付申請書
- ②課税・住民票記載事項証明兼交付申請書
- ③委任状
- ④債権者登録申請書

申請キットは各市町村役場
電器店(一部を除く)に用意しています。

- ⑤領収書(原本)または購入証明書
- ⑥保証書(写)
- ⑦家電リサイクル券排出者控え(写)
又は小売業者控え(離島のみ)

必要書類に記入

必要書類を貼り付ける

書類を事務局へ郵送する

控えが必要な場合はコピーを
とり控えとしてください。

！ 注意事項

- ※申請の際には申請キットの「記入例」をよくお読みいただき、必要事項をもれなく記入してください。
- ※②の申請書に基づき事務局から各市町村に課税状況を確認いたします。その際に市町村民税非課税では無いと回答があった場合支援を受けることが出来ません。ご自分の課税状況を良くお確かめのうえ、申請してください。
- ※④の債権者登録申請書に記載出来る振込み口座は申請者の口座のみとなります。申請者と振込み口座の名義が違う場合は受付出来ませんのでご注意ください。
- ※⑤購入者の氏名が記載されていること。また、購入者は、申請世帯の構成員であることが条件となります。
- ※書類に不備があった場合、事務局から書類を返送し、再提出していただく場合がございます。その際の郵送費は申請者のご負担となりますので、書類は間違いの無きよう注意してご記入下さい。
- ※誤った情報や不十分な情報にもとづいて関連商品・サービス売りつける悪質商法にご注意下さい。
- ※申請が集中した場合、申請から補助金の交付までに時間がかかる場合がございます。

■ 個人情報の取り扱いについて

お預かりした個人情報は、沖縄県地上デジタル放送受信者支援事務局が、補助決定に必要な範囲で各市町村に個人情報の照会・利用を行うことのみで使用し、それ以外の目的で利用することはありません。個人情報の管理は、細心の注意を払い適正に取り扱います。

■ 本件に関するお問い合わせ先

沖縄県地上デジタル放送受信者支援事業
お問い合わせ先:地デジ支援し隊事務局
沖縄県那覇市おもろまち4-2-23
電話:098-951-2700 平日9:00~17:00
事業主体:沖縄県 企画部 情報政策課